

ショートステイあさひ  
指定短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人豊延会が開設するショートステイあさひ（以下「施設」という）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という）が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供においては、要介護者の心身の特性を踏まえて、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

4 事業所は、事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 指定短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ショートステイあさひ
- 二 所在地 群馬県邑楽郡大泉町朝日4-17-30

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、法令の定める範囲内で兼務する事ができるものとする。

- 一 管理者 1名（併設特別養護老人ホーム・デイサービスあさひ管理者と兼務）  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者 医師 1名以上(非常勤)  
生活相談員 1名以上（兼務）  
介護支援専門員 1名以上（兼務）  
介護職員 5名以上（兼務）

看護職員 1名以上（兼務）  
管理栄養士 1名以上（兼務）  
調理員 1名以上（兼務）  
機能訓練指導員 1名以上（兼務）

従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たる。

三 事務職員 1名以上（兼務）

事務職員は、必要な事務を行う。

（利用定員）

第5条 利用定員（介護予防事業を含む）は20名とする。

（短期入所生活介護の内容）

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 日常生活の支援
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 食事サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第7条 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

（利用者自己負担額は保険給付部分の一定以上所得者の自己負担割合に応じた額(介護保険負担割合証)になります。)

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項については別表に額を定め、かつ当該費用に関し利用者及び家族の同意を得た時は、利用者から当該費用の支払いを受けることができる。

- 一 食事負担費用
- 二 居住（滞在）費用
- 三 その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの(電気代・理美容代等、歯ブラシ・歯磨き粉・入歯安定剤・入歯洗浄剤等)。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、大泉町、邑楽町、千代田町、板倉町、太田市(大泉町近接地域)とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨介護職員に申し出ること。

- 二 機能訓練室を利用する際には、その旨介護職員に申し出ること。
- 三 浴室を利用する際には、その旨介護職員に申し出ること。
- 四 事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意すること。
- 五 その他管理上必要な指示に従い、共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 六 第20条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

#### (禁止行為)

第10条 入居者は施設内で次の行為をしてはならない。

- ・管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
- ・火気を勝手に使用したり、取扱いに注意しない行為。
- ・喧嘩、口論、泥酔、中傷または暴行等、他人の迷惑となる行為をすること
- ・事業所の安全衛生を害する行為
- ・その他管理者が定めたことに違反する行為

#### (損害賠償)

第11条 入居者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができる。

#### (緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

#### (個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

#### (苦情等への対応)

第14条 管理者は、施設サービスに関する入居者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入居者に報告するものとする。

2 管理者は、施設サービスに関する入居者及び家族からの苦情に関して介護保険法第23条の規定により市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村・国保連の職員からの質問若しくは照会に応じ、調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

3 管理者は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な取扱いも行ってはならない。

(虐待防止に関する事項)

第15条 管理者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2 管理者及び従業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の制限)

第16条 従業者は、短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

2 管理者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(秘密の保持)

第17条従業者は、業務上知り得た入居者又は身元引受人（家族等）の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者による秘密の保持に関する措置については、別に定める。

2 管理者が居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(衛生管理)

第18条管理者は、入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる事項を実施するものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

一 衛生知識の普及

二 年2回以上の大掃除

三 月1回以上の整理整頓

四 適宜の消毒

五 その他入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止に必要な事項

(事故発生時の対応)

第19条 管理者は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

3 事業所は、前項において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第20条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2 管理者は、防火管理者を選任する。

3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年2回避難及び救出その他必要な訓練を行う。

5 入居者は前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

(地域との連携)

第21条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(改正)

第23条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人豊延会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2. この規程は、平成26年6月1日から施行する。

3. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

4. この規程は、平成28年8月1日から施行する。

5. この規程は、平成29年11月16日から施行する。

6. この規程は平成30年5月24日から施行適用する。

7. この規程は令和元年10月1日から施行適用する。

8. この規程は令和3年5月26日から施行適用する。

**9. この規程は令和3年11月17日から施行適用する。**

別紙 第7条関係

1. 食費・居住費の費用

費用区分	費用の額	
滞在に要する費用	従来型個室 多床室	日額 1,500円 日額 855円
滞在に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 従来型個室 多床室 第2段階認定者 従来型個室 多床室 第3段階認定者 従来型個室 多床室	日額 320円 なし 日額 420円 日額 370円 日額 820円 日額 370円
食事の提供に要する費用	朝食 昼食 夕食	400円 550円 550円
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 第2段階認定者 第3段階①認定者 第3段階②認定者	日額 300円以内 日額 600円以内 日額 1,000円以内 日額 1,300円以内

2. その他の費用

料金の種類	金額	備考
日常生活費	200円/日	(歯ブラシ・歯磨き粉・入歯安定剤・入歯洗浄剤等)
特別な食事の費用	実費	利用者希望による
理美容代	実費	利用者希望による
健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種等
電気代	50円/日(税込)	電化製品等持込料×台数